

調達要求番号：5SRD1A45018

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
伝送器B交換役務	小郡駐業総 - Z - 000008	
	作成	令和7年 11月 27日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	小郡駐屯地業務隊

## 1 総則

### 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小郡駐屯地が保有する駐屯地警備システムの伝送器B、警備集約器の交換及びカメラ7番と警衛所間の光ケーブルの引き直しを行う業務について規定する。

## 2 実施場所

福岡県小郡市小郡2277 陸上自衛隊小郡駐屯地

## 3 役務に関する要求

### 3.1 役務の内容

駐屯地警備システムの伝送器B、警備集約器の交換及びカメラ7番と警衛所間の光ケーブルの引き直しを行う。

### 3.2 構成品

a) 警備集約器	IN-T0890	1台
b) 伝送器B	MCM100B3-S-24T	1台
c) 伝送部	MCM100B5-S-24T	1台

## 4 一般事項

### 4.1 請負業者

契約業者及び下請け業者をいう。

### 4.2 疑義

疑義がある場合は、本仕様書作成者に申し出て、その指示に従う。

### 4.3 軽微な変更

修理作業の施工に際し、現場の収まり、位置または工法などの軽微な変更については、役務監督官の指示に従う。

## 5 現場管理

### 5.1 施工条件

- a) 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に修理事業の施工を行わないものとし、施工実施時間は08：30～17：00とする。  
ただし、休日または時間外の施工等を行う必要がある場合は、役務監督官の承認を得て行うことができる。
- b) 本修理事業の施工に伴う建物等への損傷（破損・汚損）を防止するため、適切な資器材及び施工方法を用いて養生を行うものとする。
- c) 施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとする。  
なお、施設等に損傷を与えた場合は遅延なく役務監督官に報告するとともに、役務監督官の指示に基づき、請負業者の責任において原状回復するものとする。なお、原状回復に係る費用は請負業者の負担とする。
- d) 作業終了時には、整理、清掃を実施するものとする。

### 5.2 施工

- a) 本修理事業の施工は仕様書による他、製造メーカーの機器取り扱い要領に基づき実施すること。
- b) 写真は作業前、作業後、主要な作業段階ごと及び役務監督官の指示する箇所を撮影し、作業記録表に整理後、1部提出すること。なお、写真データについては確実に消去すること。
- c) 火気の使用や溶断作業等を行う場合は必要な手続きを行い、許可を受けた後に行うこと。  
また、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど火災の防止措置を講ずること。
- d) 本修理事業の施工終了後ごとに、作業日報を提出すること。

### 5.3 電気・水道の使用

本修理事業の施工等に必要な電気、水道は請負業者において準備するものとする。ただし、庁舎等の電気、水道を使用する場合は事前に使用申請を行い、役務監督官の承認を得て使用することができる。なお、使用料については役務監督官の指示による。

### 5.4 安全管理

請負業者は、必要に応じて保安灯などの危険防止措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとし、安全管理を徹底するものとする。

## 6 品質保証

### 6.1 外観

外観は、使用上有害な傷、破損などの欠陥がなく仕上がりが良好なものとする。

### 6.2 試験

修理事業の施工後、請負業者及び役務監督官が立会いのもと、対象器材の機能試験を実施する。

### 6.3 完成検査

対象器材の正常な動作状況であることを確認し、正常動作をもって検査合格とする。

### 6.4 保証期間

完成検査終了後の保証期間を1年とする。

## 7 その他の指示

### 7.1 提出書類

- |           |            |     |
|-----------|------------|-----|
| a) 施工予定表  | 契約締結後，速やかに | 1部  |
| b) 作業日報   | 1日の作業終了ごと  | 1部  |
| c) 作業記録表  | 完成検査終了後    | 1部  |
| d) 完成検査書  | 完成検査終了後    | 1部  |
| e) その他の書類 | 必要の都度      | 必要数 |

### 7.2 保全

- a) 請負業者は，本修理作業の施工に際し知りえた情報等を，第三者に漏洩，利用，または提供してはならない。
- b) 施設等への立ち入りについては，役務監督官の指示による。

### 7.3 官側の支援

本修理作業の施工のうち，請負業者で行うことができないものは，事前に契約担当官等に申請し，承認を受けて，官側の支援を要請することができる。

### 7.4 技術資料

請負業者は，検査その他の必要な技術資料を官側の要求によって閲覧に供する。

### 7.5 廃材の処置

本修理作業の施工の履行により生じた廃材等は，請負業者が撤去するものとする。

### 7.6 協議事項

本仕様書に定めていない事項で疑義が生じた場合は，官側と協議を行うものとする。